

令和2年版 遊漁者のみなさんへ

きれいな河川で楽しい釣りを！

ゴミを見つけたら、ひろって持ち帰りましょう。

15cm以下のヤマメはリリース！

※15cm以下のヤマメを持ち帰ると全長制限に違反し罰せられます！

イワナ、ハス、ブルーギルは駆除！

※外来魚の駆除にご協力ください(釣ったらリリースしないでください)

漁業規則 (抜粋)

◎平成25年9月～平成35年8月

◎遊漁期間 耳川水系 (内共第7号第5種漁業権遊漁規則)

期間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ヤマメ			3月1日～9月30日									
ウナギ			4月1日～9月30日									
アユ						6月10日～12月31日						
コイ・フナ	1月1日～12月31日											
オイカワ	1月1日～12月31日											
ワカサギ	1月1日～3月31日											

※ワカサギ漁は資源保護のため、4月から全面禁漁となります。

◎遊漁期間 一ツ瀬川水系 (内共第12号第5種漁業権遊漁規則)

期間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ヤマメ			3月1日～9月30日									
ウナギ			4月1日～9月30日									
アユ						6月1日～12月31日						
オイカワ						7月1日～2月末日						
ワカサギ	1月1日～4月30日											

◎遊漁料金 (ヤマメ)

区分	耳川		区分	一ツ瀬川	
	年券	日券		年券	日券
小学生以下	0円	0円	中学生以下	0円	0円
中学生	2,000円	1,000円	一般	4,000円	1,500円
一般	4,000円	2,000円	80歳以上	3,000円	1,000円

※平成26年分より遊漁料金が変更(増額)されました。

◎全長制限

水系	耳川・一ツ瀬川 共通		制限
魚種	ヤマメ	コイ	ウナギ
全長	15cm以下	10cm以下	25cm以下

※制限サイズ以下は採捕できません。
 ※イワナは駆除対象魚です。イワナには採捕下限がありません。イワナ駆除にご協力ください。

◎漁具・漁法の制限

漁具・漁法	範囲	魚種	範囲	魚種
手釣・竿釣	1本まで	アユ・コイ・フナ・ヤマメ・オイカワ・ワカサギ	3本まで	ウナギ
かなつき	1本まで	アユ・コイ・フナ・ヤマメ・オイカワ・ウナギ	※組合員に限る	

※かなつき漁は組合員に限り許可。ウエツスーツでのアユ漁は禁止します。
 ※網券は網一張り3,500円、1人三張りまで、組合員に限り許可します。
 ※網漁の魚種は、コイ・フナ・アユとし、ダム湖のみで使用可能となります。
 ※網でヤマメを捕ることはできません。
 ※船での漁は組合員に限り許可します。(組合員が同乗すれば遊漁券でも可)

【罰則】

期間、全長等の制限に違反すると罰せられます。

※宮崎県内水面漁業調整規則により罰則等が定められています。

【第26条(禁止期間)】及び【第27条(全長等の制限)】等の規定違反が該当【第36条(罰則)】により6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金(又は併科)

◎その他

組合員には漁業行使規則、遊漁者には遊漁規則があります。詳しくは、椎葉村漁業協同組合事務局までお問い合わせください。

椎葉村漁業協同組合の事業

沿革と方針

椎葉村漁業協同組合は、昭和37年に設立し魚類の繁殖保護に努めてきました。椎葉村は耳川、一ツ瀬川、小丸川の三河川の源流を有しており、小丸川を除く二河川の共同漁業権を有する組合です。二河川とも渓流が多く、生息に適したヤマメを主力に放流事業を行っています。環境美化、環境整備を行いながら『魚が生息する、豊かな川づくり』を基本方針として邁進していきます。

組織

役員構成

組合長	副組合長	理事	監事	事務局
1	1	10	2	1

過去5年間の組合員推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1
員数	369	359	362	360	354

放流事業

魚種	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
ヤマメ	180,000尾	230,000尾	200,000尾	200,000尾	189,000尾	148,000尾	182,100尾
ヤマメ成魚	-	360kg	180kg	290kg	-	100kg	180kg
アユ	537kg	536kg	530kg	454kg	467kg	466kg	409kg
ウナギ	30kg	86kg	103kg	52kg	52kg	29kg	49kg
フナ	2,000尾	3,000尾	3,000尾	3,000尾	3,000尾	3,000尾	3,000尾
ワカサギ	卵800万粒	卵200万粒	卵400万粒	卵400万粒	-	-	卵200万粒

※コイはコイヘルペス病予防の為、放流していません。

※コイは産卵床を耳川に造成しています。

監視事業

ヤマメは3月の解禁日と5月の連休に村内河川の巡回監視を実施し、遊漁証の販売・釣り指導を行います。

コイについては、上椎葉ダム等に無許可の網がないか巡回監視を実施します。

河川清掃事業

河川・ダム内にある不法投棄されたゴミ等を関係機関と協力して取り除きます。

汚濁等防止対策事業

河川工事に伴う濁水防止を建設業者、生コンクリート業者並びに採石業者等へ徹底推進し、河川工事に際しては、組合への同意書提出を必要とします。

上椎葉ダム安定水位確保

水位調整ダムのため、水位が不安定なときがあります。岸辺の崩壊により濁りが発生し、魚のエサとなるプランクトンに悪影響を及ぼすので、毎年九州電力へ上椎葉ダムの安定水位の確保をお願いしています。

監視員・販売員のみなさんへ ～遊漁証発行の留意事項～

- 遊漁証(年券・日券)を発行する場合には、必ず氏名をマジックで記入してください。
- 遊漁証発行と同時に「遊漁の心得」を配布してください。
- 禁漁区は適正な理由に基づき設定しているため、遊漁者への指導をお願いします。
 (例として特定魚育成区、地区の飲料水の取り口など)
- 魚種により遊漁期間が異なるので、指導すること。
- 不明な点は、行使規則・遊漁規則を確認するか、事務局へお問い合わせください。
- 遊漁証の売上は、随時事務局へ納入してください。
 (納入期限は10月31日(厳守)とします。)

【椎葉村漁業協同組合・役員名簿】

市外局番「0982」
 ※大河内のみ「0983」

役職名	氏名	担当地区	電話番号	役職名	氏名	担当地区	電話番号
組合長	甲斐左右吉	全地区	67-5507	副組合長	甲斐浩	松尾	67-1159
理事	山中誠	上椎葉	67-2543	理事	鈴木克裕	上椎葉	67-2186
理事	那須輝美	十根川	67-2703	理事	鹿瀬靖彦	松尾	67-1841
理事	黒木忠	横野	67-2372	理事	那須英一	仲塔	57-4901
理事	尾前一成	尾向	67-5603	理事	椎葉稔	不土野	67-5015
理事	那須勝	小崎	67-2437	理事	椎葉真吾	大河内	(0983) 38-1150
監事	右田圭之	-	67-2193	監事	椎葉大和	-	67-5816 67-5657
事務局	椎葉村役場 農林振興課	全地区	67-3206	※市外局番は「0982」 ただし、大河内地区のみ「0983」			

◆問い合わせ◆

〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1762番地1

(椎葉村役場 農林振興課 内)

椎葉村漁業協同組合

電話 (0982) 67-3206

FAX(0982) 67-2910

代表理事組合長 甲斐 左右吉 電話 (0982) 67-5507

